

「サイクルソーター」参加のご検討をされる皆様へ

鉄道駅周辺の道路上に放置されている自転車は、通行の安全を脅かしているとともに、まちの美観をも損なっています。

1台ずつでは、わずかなスペースしか取らない自転車も、大量に集まることによって通行に支障をきたします。

「1台くらい」、「少しの時間だから」、「自転車駐車場まで行くのが面倒くさい」といった気持ちから放置された1台ずつの自転車が、寄せ集まって大きな問題を引き起こすのです。

放置自転車をなくすには、自転車利用者一人一人のマナー向上が大切です。

このサイクルソーター制度は、市民の皆さんによる自転車利用者に対する啓発などに取り組んでいただくためのボランティア制度です。

行政による規制や啓発だけでなく、地域の皆さんにも啓発を行っていただくことで、自転車を放置しにくい雰囲気づくりが可能になると考えています。

「サイクルソーター」になるには？

市内に居住または勤務されている18歳以上の方で、2名以上で構成された団体であれば、サイクルソーターとして申請することができます。

「サイクルソーター」による啓発活動とは？

この活動は無償でお願いするボランティア活動です。

大阪市が管理している道路上に放置しようとする自転車利用者への啓発または放置されている自転車で、点字ブロックの上などに置かれているものなどを整理していただきます。

〔放置自転車の撤去については、所定の手続きを経て大阪市が行います。〕

【たとえばこんな活動です】

① 近距離利用などの不要不急の自転車等の利用を控えるよう呼びかける。

(例) 「近距離は歩きましょう。」

② 道路上に放置しようとする自転車利用者に、放置しないよう呼びかける。

(例)

・道路上に自転車を止められた場合

「道路上に止めないようご協力お願いします。」

・自転車等を点字ブロック上や横断歩道上に止められた場合

「点字ブロック（横断歩道）上には止めないようご協力お願いします。」

・その他

「自転車利用マナーの向上にご協力お願いします」

- ③ 自転車駐車場に空きがある場合は、その駐車場へ案内・誘導する。
(例) 「自転車駐車場のご利用をお願いします」
 - ④ 視覚障害者誘導ブロック上や狭い道路上、交差点など、危険な場所に放置された自転車等を整理し、通りやすくする。
- ※元々あった所から離れた場所に持っていくでください。

「サイクルソーター」活動をするときに必要なものは?

サイクルソーター認定後に、本市から指導員証明書（カード）とサイクルソーター活動時に着用するための、帽子、ベスト、腕章をお渡しします。
活動中は必ずベストに指導員証明書を携帯し、腕章を着用してください。

サイクルソーターの制度や活動について説明はあるの?

サイクルソーター申請後に本市職員による講習会があります。
場所、日時等の詳細については本市職員との打ち合わせとなります。

サイクルソーター活動中の諸注意について!



- ・活動は必ず2名以上で、お互いの様子が確認できる場所で活動してください。
- ・ベストに指導員証明書を携帯し、腕章を着用してください。
- ・活動中に事故があった場合は、所轄の工営所に連絡してください。
なお、交通事故等は、速やかに警察へ通報してください。
- ・建設局では、工営所の執務時間（平日の9時～17時30分）以外は、連絡センターで緊急連絡を受け、担当職員に電話連絡する体制をとっていますが、工営所に職員が常駐していませんので、トラブル等が起こっても迅速な対応が出来かねます。土曜、日曜、祝日等に活動される場合は、事情ご理解お願いします。
- ・なお、夜間の活動は、トラブルや事故が起こりやすいので避けてください。

※サイクルソーターのご活動の際は万一にも事故やケガのないよう、決して無理をせず、安全に気をつけてご活動下さい。

ボランティア保険について

- ・「サイクルソーター」活動における事故に備えて、放置自転車等啓発指導員の方は、市が保険料を負担して保険に加入します。
- 会社等からの業務命令により活動される方や、活動中に賃金等の対価を得ている方は保険に加入できません。